

広島県告示第六百五十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年六月十四日

広島県知事 藤田 雄山

指定居宅サービス事業者	主たる事務所所在地	名称	名称	所在地	指定年月日
株式会社パウ研究所	東京都文京区本駒込二―二八―二四谷ロビル一階	株式会社パウ研究所広島支店	株式会社パウ研究所	広島市安佐北区小河原町一七	平成一九年四月一日
清水石油株式会社	府中市高木町六四七番地の一	福祉用具貸与事業所さくら	福祉用具貸与事業所さくら	府中市高木町六四七番地の一	平成一九年四月一日
土井工芸株式会社	府中市府川町一七二番地	土井木工福祉プラザ	土井木工福祉プラザ	府中市府川町一七二番地	平成一九年四月一日
株式会社ダスキュニオン	兵庫県加古川市野口町坂元三二九―六〇	ヘルスレント広島南ステーション	ヘルスレント広島南ステーション	広島市中区昭和町一〇―一五スカイハイツ三号一階	平成一九年五月一日